明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学六）　一
○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通四）　二
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産四一）　九
○建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通四二）　二四
○自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（環境一二）　二五
〔省　令〕
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務三〇）　一
○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通四）　二
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産四一）　九
○建築士法施行規則及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通四二）　二四
○自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（環境一二）　二五
〔告　示〕
○アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁一二）　一七
○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第二十二条第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法の一部を改正する件（厚生労働・国土交通二）　一八
○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第二十五条の二第九項の農林水産大臣が定める予定生存率及び予定利率並びに同条第十項の農林水産大臣が定める一時金の額の算定に関し必要な事項を定める件の一部を改正する件（農林水産一二八二）　一八
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一二〇）　一八
○建築士法第四条第二項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（国土交通七四五）　一八
○建築士法第四条第二項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（同七四六）　一八
○建築士法第四条第二項第三号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（同七四七）　一八
○建築士法第四条第二項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件（同七四八）　一八
○建築士法第四条第四項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（同七四九）　一八
○建築士法第四条第四項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（同七五〇）　一八
○建築士法第十四条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（同七五一）　一八
○建築士法第十四条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件（同七五二）　一八
○建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（同七五三）　一八
○建築士法施行規則第十条第一項第六号の国土交通大臣が定める実務を定める件の一部を改正する件（同七五四）　一八
○建築士法施行規則第二十一条第四項第一号ハの国土交通大臣が定める技術的基準を定める件（同七五五）　一八
○国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示（同七五六）　一八
〔公　告〕
諸事項
官庁
公証人法第十三条に規定する公証人の採用、日本料理海外普及人材育成事業実施要領の一部改正、基本測量関係事項関係　一八
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一八
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等関係　一八
会社その他
会社決算公告　一八

府令・省令

○内閣府
総務省
文部科学省令第六号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の施行に伴い、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年十一月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。